第８期介護保険事業計画「取組と目標」に対する自己評価シート

※「介護保険事業（支援）計画の進捗管理の手引き（平成３０年７月３０日厚生労働省老健局介護保険計画課）」の自己評価シートをもとに作成

第８期介護保険事業計画に記載の内容				R5年度（年度末実績）		
区分	現状と課題	第8期における 具体的な取組	目標 （事業内容、指標等）	実施内容	自己評価	課題と対応策
①自立支援、介護予防、重度化防止	介護者が不安に感じる介護として「認知症への対応」が最も多くなっており、不安を払拭するためにも高齢者本人が認知症予防に取組むとともに早期発見・早期診断・早期対応・早期治療といった一連の流れに対し円滑に対応できるように地域組織や医療機関、公的機関との連携を図り、ネットワークを強化していくことが必要である。 また、認知症の家族の肉体的・精神的な介護負担を解消する施策の充実が必要である。	○認知症サポーターの養成	○認知症サポーター養成者数 （R2）（R3）（R4）（R5） 延べ人数4,996　5,000　5,010　5,020 ※R2は実績値、R3以降は目標値	○認知症サポーター養成者数 R6.3月末：5,286人	◎	今後、後期高齢者が増加していくことから、引き続き、認知症に対する情報提供や支援が必要。 認知症の人が安心して地域で暮らすことができるよう、地域の企業等に対して講座を開催することで、幅広く理解者を増やしていく。
		○認知症サポーターステップアップ講座の開催	○認知症サポーターステップアップ講座開催数 （R2）（R3）（R4）（R5） 回数　0　1　1　1 ※R2は実績値、R3以降は目標値	○認知症サポーターステップアップ講座開催数 R5年度：１回（2024/3/4）	◎	「チームオレンジ」の仕組みが充実できるよう、今後もステップアップ講座を開催し、参加の呼びかけ等に取り組んでいく。
②介護給付等費用の適正化	国の指針に掲げる5事業に取り組んでいる。	①要介護認定の適正化 ②ケアプランの点検 ③住宅改修等の点検 ④縦覧点検・医療情報との突合 ⑤介護給付費通知	<u>①要介護認定の適正化</u> 認定調査の調査票を点検し、要介護認定の適正化を図る。 認定調査員に対し、研修や指導を行っていく。 <u>②ケアプランの点検</u> ケアプランの内容を点検し、適正なサービス提供に努める。 <u>③住宅改修等の点検</u> 利用者の状態に応じた適切な住宅改修や福祉用具購入を推進するため、改修内容、身体の状況、必要性などについて書類等で確認を行い、適切なサービス提供に努める。 <u>④縦覧点検・医療情報との突合</u> 国保連合会から提供される給付実績をもとにサービスの整合性等を点検する。 請求内容に疑義のある事業者については再確認を行うように促すなど医療と介護の給付の適正化を図っていく。 <u>⑤介護給付費通知</u> 事業者に支払われている費用、サービス利用内容を通知することにより、不適切な請求の防止や適切なサービス利用の意識啓発を図る。	<u>①要介護認定の適正化</u> 市と若狭広域行政組合による認定調査の調査票の点検を実施。 また、広域行政組合と連携し、調査員に対して調査票の書き方や注意点等の研修を実施した。 <u>②ケアプランの点検</u> 新規暫定プランに対して点検を実施した。 また、居宅介護支援事業所の運営指導において点検を実施した。 <u>③住宅改修等の点検</u> 申請件数全件の書類による点検を実施し、利用者の身体の状態に応じた適切な改修であるか確認した。 <u>④縦覧点検・医療情報との突合</u> 国保連合会から提供される給付実績をもとにサービスの整合性等を点検することが出来なかった。 <u>⑤介護給付費通知</u> 事業者に支払われている費用、サービス利用内容を通知することにより、不適切な請求の防止や適切なサービス利用の意識啓発を図った。	○	<u>①要介護認定の適正化</u> 調査員に対し、公平で適正な認定に向けて日頃から指導を行いつつ、調査票の書き方や注意点等の研修を促す。 <u>②ケアプランの点検</u> 特になし <u>③住宅改修等の点検</u> 専門職員の不足が課題であるが、書類審査を実施し、必要に応じて介護支援専門員や事業者への聴き取りを行い、改修の必要性や福祉用具の必要性をチェックする。 <u>④縦覧点検・医療情報との突合</u> 適正化研修を受講し、給付実績を活用した適正化帳票の読み方を学び、点検を実施する。 <u>⑤介護給付費通知</u> 特になし